

国保年金

10月から国民年金保険料の
育児免除制度が
始まります！

育児期間中の経済的な給付に
相当する支援措置として、子を
養育する国民年金第1号被保険
者（20歳以上60歳未満の自営業
者・農業者・学生・無職の人）
について、その子が1歳になる
までの期間に係る国民年金保険
料の納付を免除される制度が令
和8年10月1日から新たに始ま
ります。子を育てている人（実
父母・養父母）は、申請するこ
とで、所得に係る国民年金保
険料の納付が免除されます。
また、納付が免除された期間
は保険料を納付したものとして
老齢基礎年金の受給額に反映さ
れます。

問合せ先 日本年金機構
※詳しくはホームページをご覧
ください。



▲ホームページ

より多くの年金を受けたい人に
「付加年金」「国民年金基金」
（付加年金と国民年金基金は
両方同時に加入することは
できません）

「付加年金」

国民年金第1号被保険者や
任意加入被保険者が、定額保
険料（令和8年度は月額17,
920円）に付加保険料（月額
400円）を上乗せして納付す
ると「200円×付加保険料を
納付した月数（年額）」が付加
年金として老齢基礎年金に加算
されます。保険料の免除・納付
猶予・学生納付特例を受けてい
る期間は加入できません。

納付するためには申出が必要
です。マイナポータルを利用す
れば電子申請が可能のほか、本
人確認書類および基礎年金番号
がわかる書類（基礎年金番号通
知書、年金手帳など）の2点、
またはマイナンバーカード（1
点）を持参すれば、窓口でも手
続きできます。

問合せ先 国保年金課

（☎429・93336）
※電子申請については日本年金
機構（☎431・1122）へ
問い合わせてください。

「国民年金基金」

国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）に上乗
せる公的な年金です。自営業者
やフリーランスなど、国民年金第
1号被保険者で定額保険料を納付
している20歳以上60歳未満の人が
加入できます。また60歳以上65歳
未満の人や、海外に居住して国民
年金に任意加入している人も加入
できます（保険料の免除・納付猶
予・学生納付特例を受けている期
間は加入できません）。受け取る
年金額は加入時に確定するので、
将来の生活設計をたてることで
きます。

掛金は希望する年金の型・口
数・年齢・性別で決まり、加入
後変更できます。なお納めた
掛金は国民年金保険料と同様、
全額社会保険料控除の対象とな
り、受け取る年金にも公的年金
等控除が適用されます。

問合せ先・資料請求 全国国民年
金基金近畿支部

（☎0120・65・4192）



国民健康保険 若年者基本健診

場所 健診センター

対象 15歳以上40歳未満（今年度中に40歳になる人は対象外）の泉佐野市
国民健康保険加入者

※妊娠中の人は対象外

定員 各時間10人（先着順）

自己負担金 1,000円

申込 9月7日（月）午前8時30分～28日（月）午後7時（日曜日、祝日除く）に電
話（☎0120-188-489）または右記の二次元コードで

※申込後の変更、キャンセルも上記申込先で受付となります。

問合せ先

●国保年金課（☎429-9334）

●健康推進課（☎429-9324）

※一時保育（事前予約制・先着順）は若年者基本健診申込後に健康推進課で
受付します。詳しくは問い合わせてく
ださい。



さの
テル

子宮がん検診（頸部のみ・自
己負担金800円・各時間4人）も
同時に受診できます。

健診日	時間
10月26日（月）	9:00～9:15
	9:15～9:30
	9:30～9:45
	9:45～10:00
	10:00～10:15
	10:15～10:30
	10:30～10:45
	10:45～11:00
	11:00～11:15
	11:15～11:30